配当公告

岡山市南区市場一丁目一番地
破産者　中国水産物販売株式会社
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十七年(フ)第二一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一四八、八四一、二五四円
一、配当することのできる金額
金一八、三三五、九五九円
平成二十八年一月二十七日
岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階
破産管財人　弁護士　財津　唯行

配当公告

岡山市北区柳町二丁目一二番一号
破産者　宮野株式会社
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年(フ)第二五三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三、〇〇一、三一三、三四四円
一、配当することのできる金額
金三六三、三四八、四八七円
平成二十八年一月二十七日
岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階
破産管財人　加瀬野忠吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県塩竈市大日向町三〇番、最後の住所宮城県塩竈市大日向町三〇番三号
被相続人　亡　神宮司啓晶
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番六号
ネオハイツ片平六〇二　片平法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市仁井田新田三丁目八番、最後の住所秋田市仁井田新田三丁目八番一九号
被相続人　亡　髙橋　清年
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
秋田市中通六丁目一三番二五号日興ロイヤルマンション四〇三号室
相続財産管理人　弁護士　竹田　勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡豊丘村大字河野二七三六番地四、最後の住所埼玉県朝霞市泉水三丁目一二番一三―二〇六号
被相続人　亡　滝川　吾郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
埼玉県さいたま市南区南本町一丁目一六番九号フォーラム南浦和七階南浦和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青山　隆治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市大間二丁目一〇五番地八、最後の住所埼玉県鴻巣市大間二丁目一番五〇号
被相続人　亡　牧　一夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
埼玉県さいたま市浦和区上木崎二―二―一六ぼらいと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　和田　鎮男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市寿町二丁目二番地の六、最後の住所東京都府中市宮西町二丁目二四番地
福祉保健部地域福祉推進課内
被相続人　亡　朝川　房子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
東京都港区南青山一―一―一新青山ビル西館一七階グリーンヒル法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　牧山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区内神田二丁目二三番地一、最後の住所東京都豊島区北大塚二丁目二四番二〇―五〇一号
被相続人　亡　大久保璋夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大室　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市東山三丁目七〇八番地、最後の住所石川県金沢市泉が丘一丁目一四番二六号
被相続人　亡　藤本　文也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
事務所石川県金沢市田上の里一丁目一五二番地加藤司法書士事務所
相続財産管理人　加藤　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東新小岩五丁目一七番、最後の住所山梨県北杜市明野町浅尾一一三八番地
被相続人　亡　清水　一仁
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
事務所山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル五階甲斐の杜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小笠原忠彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県海津市海津町高須町七五五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川瀬　祐次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年一月二十七日
事務所岐阜県大垣市丸の内二丁目五〇番地バサージュ大垣二〇三号室
相続財産管理人　弁護士　鈴木　一朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十八年一月二十七日
沖縄県名護市港二丁目六番五号
(甲)株式会社屋部土建
代表取締役　津波　達也
沖縄県名護市字屋部二〇四番地
(乙)株式会社万田建設
代表取締役　山城　善孝

第73期決算公告

平成28年1月27日
沖縄県名護市港二丁目6番5号
株式会社屋部土建
代表取締役　津波　達也

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,482,285
	固定資産	1,159,085
	合計	5,641,370
負債及び純資産の部	流動負債	3,761,039
	固定負債	304,713
	株主資本	1,575,618
	資本金	100,000
	資本剰余金	80,000
	利益剰余金	1,395,618
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	1,350,618
	(うち当期純利益)	(307,009)
	合計	5,641,370

第32期決算公告

平成28年1月27日
沖縄県名護市字屋部204番地
株式会社万田建設
代表取締役　山城　善孝

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	617,903
	固定資産	19,193
	繰延資産	125
	合計	637,221
負債及び純資産の部	流動負債	524,417
	固定負債	28,482
	株主資本	84,322
	資本金	100,000
	資本剰余金	△15,677
	利益準備金	425
	その他利益剰余金	△16,102
	(うち当期純利益)	(1,388)
	合計	637,221